

号外第9（令和8年5月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<b>横浜市報</b>	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△ 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例【議会局議事課】

2

---

条例

---

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第36号

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務委員会 11人

政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

(2) 経済港湾委員会 11人

にぎわいスポーツ文化局、経済局及び港湾局の所管に属する事項

(3) 市民消防委員会 10人

市民局、資源循環局及び消防局の所管に属する事項

(4) こども教育委員会 11人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

(5) 福祉委員会 11人

健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項

(6) GREEN × EXPO みどり委員会 11人

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局、みどり環境局及び農業委員会の所管に属する事項

(7) まちづくり委員会 11人

都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項

(8) 上下水道交通委員会 10人

下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会

条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。